

東京外国語大学若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム
「アジア・アフリカ諸地域に関する研究者養成の国際連携体制構築」(ITP-AA)

2011 (平成 23) 年度若手研究者

募集要項 (延長)

2011 年 8 月
ITP-AA 委員会

1. 募集対象者

東京外国語大学若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム「アジア・アフリカ諸地域に関する研究者養成の国際連携体制構築」(ITP-AA) は、アジア・アフリカ研究の分野において次世代の世界的な研究者コミュニティの中核となる研究者を養成するためのプログラムです。アジアおよびアフリカに関する研究をおこなっている大学院生等の若手研究者で、論文や国際研究集会での発表といった形で成果が出せる具体的な研究計画をもっている方に積極的な応募を呼びかけます。

2. 趣旨

ITP-AA は、2007 年に日本学術振興会に採択された 5 年間にわたる事業です。本学が主導して形成されているアジア・アフリカ研究教育コンソーシアム (CAAS) を活用した国際的な連携体制を構築すると共に、アジア・アフリカの諸事情に通じつつ、欧州等における学界で活躍しうる若手研究者の養成を図り、日本から発信されるアジア・アフリカ研究の世界的な認知度を高めることを目的としています。

この目的達成のため、本プログラムでは本学所属の若手研究者をアジア・アフリカ諸地域の研究機関及び CAAS 加盟機関 (海外パートナー機関) へ派遣し、現地での調査研究、資料収集ならびに現地研究者との協力関係を構築することを支援します。

派遣の形態は、(1) 協定校を中心としたアジア・アフリカの研究機関への派遣及び (2) CAAS 加盟機関への派遣の組合せ、又は、(2) のみとします。

3. 対象研究分野

アジア・アフリカ研究 (日本研究を含む)

4. 申請資格等

本学の博士前期課程在学者、博士後期課程在学者、その他本学に在籍する若手研究者 (ポスドク、助教)

5. 派遣期間及び派遣時期

(1) 派遣期間は 6 ヶ月を目安とし、最短 2 ヶ月、最長 12 ヶ月とします。

(2) 本募集は 2011 年度 (2011 年 10 月 1 日～2012 年 3 月 31 日) に出発する者を対象とします。

(3) 2012 年度にまたがる派遣も可としますが、2012 年 10 月 31 日までに帰国することを条件とします。

6. 採用予定人数

1 名程度 (予算状況によって採用人数が増減することがあります。)

7. 対象派遣機関 (海外パートナー機関)

(* 派遣の形態は、(1) 協定校を中心としたアジア・アフリカの研究機関への派遣及び (2)

CAAS 加盟機関への派遣の組合せ、又は、(2) のみとします。)

(1) アジア・アフリカの研究機関

アジア・アフリカ諸地域の大学等の研究機関で、該当機関に所属する教員又は研究者を受入教員とし、研究指導を受けることが可能な機関

(2) アジア・アフリカ研究・教育コンソーシアム (CAAS) 加盟機関

以下の加盟機関から少なくとも 1 機関を派遣先とすること。

ーロンドン大学東洋・アフリカ研究学院 (英国・ロンドン)

ーライデン大学 (オランダ・ライデン)

ーシンガポール国立大学 (シンガポール)

ーフランス国立東洋言語文化学院 (フランス・パリ)

ーコロンビア大学 (米国・ニューヨーク)

ー韓国外国語大学校 (韓国・ソウル)

8. 支給経費

航空運賃、滞在費 (ITP-AA 委員会の定める額。別紙参照)、授業料・研究席料、査証取得手数料、海外旅行保険料及び危機管理料等を支給します。

9. 申請手続

(1) 提出書類 (各 1 部)

a. 願書 (所定の様式)

写真を添付すること

b. 学業成績証明書

大学学部以降 (大学学部卒業見込み者は出願時点で) の学業成績証明書 (単位数、履修科目、点数、評価及びその説明のあるもの。)

c. 健康診断証明書

本学保健管理センターで発行されたもの、もしくは同等の効力を有するもので、何れの場合も「留学に耐えうる」ことが言及されているもの。別紙「現病歴・既往歴申告書」が添付されていること。

d. 推薦書

願書の指導教員推薦欄に、指導教員が外国語能力に関する証明及び推薦理由を記入し署名を行うこと。

e. 派遣先受入教員との連絡状況を示す文書

申請時点で提出可能な、受入教員との連絡状況を示す e-mail 文書等。日本語／英語以外の言語による連絡の場合は日本語訳を添付すること。

(2) 申請受付期間

2012 年 1 月 31 日まで随時。ただし予算上限に達した時点で打切ります。

(申請方法は、持参又は郵送。海外渡航中の場合は代理人による申請も可とします。)

(3) 提出先

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学研究協力課国際交流係 ITP-AA 担当

TEL: (042)330-5594 FAX: (042)330-5599

E-mail: ofias-office@tufs.ac.jp

10. 選考及び選考結果の通知

書類選考及び面接選考を行い、申請後 1 ヶ月を目途に選考結果を本人及び指導教員に通知します。

11. その他

(1) 派遣計画

派遣先については、アジア・アフリカの研究機関と CAAS 加盟機関の組合せ、又は、CAAS 加盟機関のみとします。

なお、どちらの派遣形態においても、派遣先においては正式な所属身分を取得するものとし、派遣先機関所属の受入教員（研究者）及び本学指導教員による共同指導体制をとるものとします。

また、CAAS 加盟機関受入に関する交渉は ITP-AA 委員会が交渉窓口の紹介を行います。アジア・アフリカの研究機関との受入交渉は ITP-AA 委員会及び指導教員の協力の下、研究者本人がおこなうこととします。

(2) 派遣研究者の義務

a. 派遣期間中は、研究計画に基づき研究に専念してください。研究計画、派遣先機関、受入研究者、派遣期間について、研究遂行のためやむを得ず変更する必要がある場合は、事前に理由書を提出し、ITP-AA 委員会の承認を得なければなりません。

b. 派遣研究者は、帰国後、定められた期間内に報告書を提出するほか、ITP-AA 事業（報告会、海外パートナー機関との共同企画等）への参加など、ITP-AA 委員会より協力要請があった場合には、可能な限り参加することが求められます。

c. 次に掲げる事項のいずれかに該当すると ITP-AA 委員会が判断した場合には、本プログラムによる派遣の取り消し、経費支給の停止、又は支給済経費の返還を求めます。詳細は、派遣決定時に配付する「派遣研究者の手引き」に定めます。

(i) 病気のため、研究を継続することが出来ないことが明らかな場合

(ii) 研究の進捗状況に著しい問題があり、計画を達成することが不可能若しくは著しく困難と判断される場合

(iii) 申請書の記載事項が事実と著しく相違することが発見された場合

(iv) 「派遣研究者の手引き」に記載されている事項に反し、ITP-AA 委員会の指示に従わなかった場合

(3) 指導教員の義務

ITP-AA 派遣研究者の本学における指導教員は、ITP-AA 委員会が設置する ITP 事業委員会に所属し、海外パートナー機関との連絡調整、海外派遣成果報告などの海外パートナー機関と本学との共同企画、国際連携指導体制の構築等に参画する義務を負います。

(4) 渡航中の安全管理について

派遣期間中は研究者の安全管理のため、原則として、本学が手配する海外旅行保険及び危機管理プログラムに加入していただきます。保険料等は本学が負担します。

(5) 個人情報について

申請書類に含まれる個人情報については、本学の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、東京外国語大学若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムの業務遂行のためにのみ使用します。

12. 申請書類の提出先・問合せ先

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学研究協力課国際交流係 ITP-AA 担当

TEL: (042)330-5594 FAX: (042)330-5599

E-mail: ofias-office@tufs.ac.jp

<http://ofias.jp/j/itp/index.html>